

## 1. 練馬区行政評価委員会と本提言書

本提言書は、平成 16 年度に設置された「平成 16 年度練馬区行政評価委員会」の検討の成果である。以下では、練馬区行政評価委員会の概要と本提言書の位置づけについて解説を行う。

### 1.1 練馬区行政評価委員会の概要

#### (1) 組織面の概要

練馬区行政評価委員会は、行政評価を検討の対象とするものとしては、練馬区では初めて設置された第三者機関である。その主な目的は、練馬区が実施する行政評価の客観性や信頼性を高めるとともに、区民をはじめとする第三者の視点を行政評価に確保することである。

練馬区行政評価委員会の設置期間、設置目的、委員会の構成は以下に示すとおりである。

#### 練馬区行政評価委員会の設置期間・目的と構成

設置の期間：平成 16 年 4 月 19 日～平成 17 年 3 月 31 日

設置の目的：練馬区が行う行政活動に対する評価について、区民等による第三者の視点を確保し、評価の客観性、信頼性および透明性を高めるとともに、施策や事務事業等にかかる改革・改善ならびに評価制度の発展および定着を促進し、区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図る。  
(「練馬区行政評価委員会の設置に関する要綱」より)

委員会構成：全 13 名	(内訳)	行政評価に関する有識者	4 名
		企業実務または評価実務経験者	4 名
		公募区民	5 名

#### (2) 委員会の役割

練馬区行政評価委員会には、大別すると 3 つの役割が課せられている。これらは通称「役割 1」「役割 2」「役割 3」と呼ばれている。それぞれの役割の内容は以下に示すとおりである。

#### 平成 16 年度練馬区行政評価委員会の主な役割

##### 役割 1：施策の体系・評価指標に関する提言

- ・区が平成 14 年度に実施した施策評価に基づき、施策の位置づけや施策評価指標の妥当性に注目した評価と改善の提案を行う。
- ・政策別の重要指標を選定する。

##### 役割 2：平成 16 年度施策評価に対する第三者評価

区が平成 16 年度に実施した施策評価について評価と改善の提案を行う。

##### 役割 3：練馬区行政評価制度に関する提言

区の行政評価制度を評価し、必要な提言を行う。

役割1の主な内容は、「施策の体系・評価指標に関する提言」を行うことであり、既にその成果は平成16年11月に「提言第 編：練馬区長期総合計画の施策の位置づけ・施策評価指標に関する提言」として区に提出されている。

役割2は、練馬区が平成16年度に実施した「施策評価に対する第三者評価」を行うことが主な目的であり、その成果は「提言第 編：練馬区施策評価結果に関する提言」として平成17年3月にまとめられ、本提言書と同時に区に提出されるものである。

最後に、役割3は、練馬区の「行政評価制度のあり方」について検討を行い、必要な提言を行うことを目的としている。本提言書「提言第 編：練馬区行政評価制度に関する提言 - 有効な評価をめざして - 」は役割3に対応した委員会の検討の成果であり、役割2に対応する「第 編」と同時に、区に提出されることになっている。

### (3) 活動体制

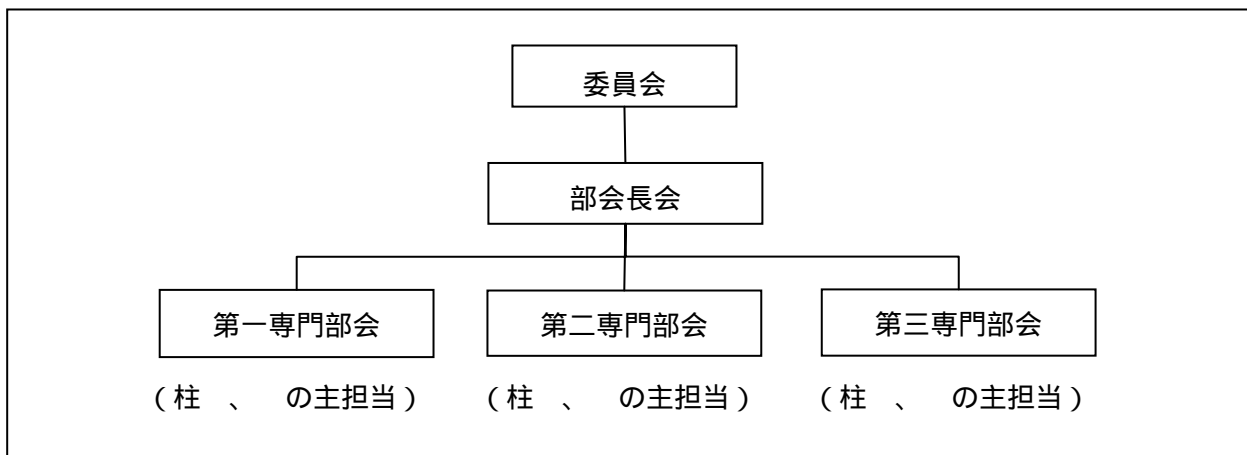
平成16年度練馬区行政評価委員会の活動は、以下に示す体制で進められた。

専門部会は、委員会の設置要綱に定められた正式な機関である。各専門部会は、現行の長期総合計画の2つずつの分野（これを「柱」と呼んでいる）を担当し、それぞれの担当分野に対応する施策評価の結果等について詳細な検討を行った。

各専門部会には、委員長が指名した部会長が1名ずつ（計3名）置かれた。部会長も設置要綱に規定された機関である。部会長は所属する専門部会を主宰し、部会における検討の経過や結果を委員会に報告する役割を果たした。また、3名の部会長より構成される部会長会が組織された。部会長会は、設置要綱に規定された組織ではないものの、委員会の効率的かつ有効な運営のために設置されたものである。この部会長会は、委員会の活動の方針・内容・スケジュール等を決定する上で、主導的な役割を果たすこととなった。

委員長は、委員会を主宰するとともに、各専門部会の活動や検討内容に関して助言や意見を与えることにより、委員会の一体性や提言内容の統一性を確保する役割を果たした。また、委員会を代表して提言書を区に提出・報告する役割も担った。

図1 平成16年度練馬区行政評価委員会の活動体制



注：柱 ~ は、現行の練馬区長期総合計画の施策体系における6つの主要分野を示す。

#### (4) 委員会の活動経過

委員会が設置された平成 16 年度 4 月以来、各委員の熱心な参加と練馬区の事務局（企画部経営改革担当課）の協力を得て、活発な活動が展開された。以下に示すのはその活動の経過である。

基本的には、専門部会単位で具体的な検討作業が行われたため、各部会とも延べ 20 回近い回数の会合を重ねることになった。全体委員会や部会長会も各 10 回程度開催された。また、会合における議論や検討作業を補うものとして、電子メールによる連絡や意見のやり取りも頻繁に行われた。

表 1 平成 16 年度練馬区行政評価委員会の開催回数  
(全体委員会、専門部会、部会長会)

	役割 1 2004/4 - 2004/11	役割 2・3 2004/12 - 2005/3	合 計
全体委員会	6 回	4 回	10 回
専門部会 (計)	37 回	17 回	54 回
第 1 部会	12 回	6 回	18 回
第 2 部会	11 回	5 回	16 回
第 3 部会	14 回	6 回	20 回
部会長会	7 回	2 回	9 回

注：全体委員会の開催回数は見込みを含む。

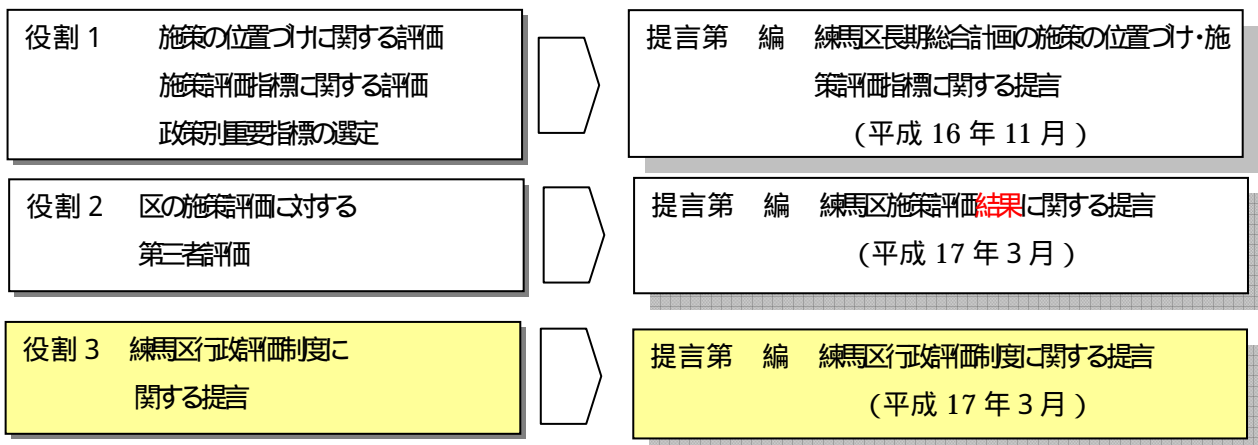
委員会の活動の成果としては、平成 16 年 11 月に提言第 編が取りまとめられ、既に区に対して提出されている。本提言書（提言書第 編）は、役割 2 に対応する提言書第 編とともに、平成 17 年 3 月中に提出すべくとりまとめたものである。

なお、練馬区行政評価委員会に関連するさまざまな資料（委員会の概要、議事録、提言書等）は、練馬区ホームページ上の「行政評価・第三者評価」というページ（<http://www.city.nerima.tokyo.jp/gyokaku/hyoka/>）において公表されている。

## 1.2 本提言書の位置づけ

前述したように、平成16年度練馬区行政評価委員会は「役割1」「役割2」「役割3」の3つの役割を担っている。本委員会では、それぞれの役割に対応して独立した提言書を作成したが、本提言書は「役割3」に対応する検討の成果である。

図2 平成16年度練馬区行政評価委員会の主な役割と提言書の関係



3つの役割に対応する3編の提言書(第 編、第 編、第 編)はいずれも同様の重みを持つものである。ただし、本提言書は次の点で他の提言書とは異なる性格を持っている。

### (1) 行政評価制度全体を検討の対象としている

役割1と役割2においては、施策評価における評価対象、評価指標、評価結果など、施策評価制度に関連する事項が主な検討の対象であった。これに対して、役割3においては、施策評価に限定せず、行政評価制度全体を検討の対象としている。このため本提言書は、施策評価だけでなく事務事業評価や第三者評価も視野に入れた検討結果や提言を含む内容となっている。

### (2) 役割1と役割2の検討の成果を踏まえた、委員会の「結論」である

本提言書のとりまとめにあたっては、独自の実態把握や検討も行ったが、基本的には役割1と役割2における検討の成果を大いに参考とした。言い換えれば、本提言書は役割1と役割2の検討結果を踏まえた上で、区の行政評価制度のあるべき姿やそれに向けての改善点を示したものであり、1年にわたる平成16年度練馬区行政評価委員会の「結論」とも言えるものである。